



長岡まつり大花火大会（8月2日・3日）～復興祈願花火フェニックス～ 2日間で約2万発の花火が打ち上げられる長岡まつり大花火大会。今年も復興と感謝の気持ちを込めた不死鳥が、長岡の夜空に羽ばたきます。（写真提供 長岡市）

国民年金の未納保険料をさかのぼって払うことができる期間を、現行の二年から一〇年へ延長することなどが盛り込まれ継続審議となっていた「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」（年金確保支援法案）が、修正のうえ七月二十八日の参議院厚生労働委員会、同二十九日の参議院本会議で民主、自民、公明各党などの賛成多数で可決された。同法案は一七六国会から継続審議となったため、改めて衆議院に回付された。修正内容は、施行日を「平成三三年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、国民年金保険料の納付可能期間の延長に関する規定の施行日を「平成三四年四月一日までの間に政令で定める日」から「平成三四年一月一日までの間に政令で定める日」と改めるもの。

また、委員会では、①で限りの多くの者が国民年金保険料の事後納付ができるように広報し、本来、納期限までに保険料を納付することが原則であることを周知徹底すること、②保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底して将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること、③第三号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講ずるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底することなどの付帯決議が行われた。年金確保支援法案の概要は次のとおり。

1 国民年金法の一部改正
国民年金の保険料について、徴収時効の過ぎた未納期間についても、納期限から一〇年以内であれば保険料を納付することを可能とする。ただし、これは施行期日から起算して三年を経過する日までの時限措置とする。

2 確定拠出年金法の一部改正
任意加入被保険者も国民年金基金に加入できるものとする。

3 厚生年金保険法の一部改正
厚生年金基金について、解散する場合に返還すべき費用の分割納付等の特例措置を設ける。

省・機構が二年度保険料の納付状況と今後の取組を公表
七月二三日、厚労省と日本年金機構は「平成三二年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等」を公表した。二年度の納付率（現年度分）は五九・三％で前年度と比べ、マイナス〇・七ポイントだった。低下幅

は前年度（マイナス二・一ポイント）に比べて縮小した。二一年度に三二万所すべての事務所で低下していた、年金事務所ごとの納付率（現年度分）は六〇事務所、前年度より上昇していた。

納付率低下の要因として、①年齢構成の変化により、他の世代に比べて納付率の高い高齢者（五五～五九歳）が第一号被保険者全体に占める割合が低下したこと②市場化テストについて、「戸別訪問による納付督促の重視」「事業の質を重視した入札方法への変更」「受託事業者との連携の強化」を行ったが、いずれも年度途中からの取組となったため十分な効果を上げられなかったこと③東日本大震災の発生以降、被災地における納付督促・強制徴収を停止したこと。また、市場化アスト業者のコールセンターも被災し、電話による納付督促業務が停滞したこと、などを挙げた。

Topics

年金確保支援法が参院通過、衆院へ

将来の無年金・低年金防止が目的

2011. 8. 5 August

Vol. 627

年金報

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894

http://www.nenkin.or.jp/
E-mail: koho08@nenkin.or.jp

振替 東京 00190-2-77193
年間購読料 1,890 円（税込・送料共）
（昭和34年3月30日第3種郵便物認可）

Contents

2 第49回全国都市国民年金協議会総会・研修会
省・機構と市区が意見交換し、
連携を深める

国民年金制度が発足して50年を迎え、連携を強化するために議論が尽くされた。

3 市区町村の声
香川県三豊市 横山忠始市長・市民課
豊かな自然に恵まれ、ポジティブな高齢社会づくりと子育て支援に注力する三豊市取材した。

4 頑張る！ 年金事務所
熊本東年金事務所
住宅地に佇む熊本東年金事務所。地域とのつながりを重視しているという事務所を訪ねた。

5 浅野史郎氏寄稿
災厄と社会保障制度
ゆるぎない社会保障をつくるためには、「分かち合い」「明日はわが身」という考え方が必要ではないか、と慶応大学教授の浅野史郎さんは考える。

みとよの ほんまもんメールマガジン 登録方法

- ① mitoyo1012@kk.88island.jp へ
空メールを送信するだけ。
QRコードを使えば、メールアドレスが自動で入力できます。

三豊市政策部地域振興課

三豊市知名度向上 プロジェクト

三豊市の魅力を多くの人に知っていただくため、メールマガジンの会員を募集しています。メルマガに登録していただいた会員様には、三豊市の特産品や祭り、イベント情報など、三豊市が自信を持っておすすめする「みとよのほんまもん」情報を毎月配信します。2カ月に1回程度、登録者の中から抽選で地場産品をプレゼントさせていただきます。

会員の皆様にお楽しみいただけるメルマガにしてみたいので、ご家族ご友人にもご紹介ください。

プレゼントが当たる メルマガ登録



みとよの
ほんまもん



三豊市 知名度向上プロジェクト

第49回全国都市国民年金協議会総会・研修会

省・機構と市区が意見交換し、連携を深める

7月15日岐阜市の「じゅうろくプラザ」で第49回全国都市国民年金協議会の総会および研修会が開催された。研修会の後半には、今回初の企画であるパネルディスカッションが行われた。

総会では、冒頭で三月二日に起きた東日本大震災の被災者に冥福を祈り黙祷をささげた。そして、これに続いて、岐阜市長のあいさつ、厚生労働省年金局長および日本年金機構理事長の祝辞が読み上げられた。今回の総会では、加入市区数八〇二のうち、出席数は五二、委任状提出数は六四九であった。

総会の議案審議

議長選出のあと、まず昨年七月以降の会務報告が行われ、続

いて議案審議に入った。今回の総会に提出された議案は、第二号議案「要望書について」、第二号議案「会則の改正(案)」について、そして第三号議案「次期(第五〇回)総会開催市について」の三件であった。

第一号議案の「要望書」は、細川律夫厚生労働大臣にあてて提出するための「国民年金制度改善についての要望書(案)」で、次のような内容の要望書であった。

第一点目は、「国民年金の二元化について」、国民年金事務が自治体経由で処理・審査されている現状について速やかに日本年金機構へ一元化を図るようという要望である。

第二点目は、「国民年金制度に係る要望について」、この要望は、「法定受託事務のあり方について」と「年金制度の改善について」の二つから成っている。



機構の事務処理マニュアルの開示・提供が指摘されている。

第二号議案の「会則の改正(案)」では、総会および理事会の開催を年一回とすること、総会に出席できない会員は所属ブロック理事に委任状を提出すれば出席とみなされること、理事会の開催要件を役員の三分の一以上の出席とすること、以上の改正内容が盛り込まれたものであった。

第三号議案では、次回第五〇回総会の開催市を近畿ブロックの奈良市とする議案であった。

第二号議案、第二号議案として第三号議案のいずれも、拍手多数で原案どおり可決した。第二号議案の「要望書」は、第一号議案のとりまとめを行った鈴鹿市保健福祉部保険年金課長から厚生労働省年金局事業管理課の総括課長補佐に手渡された。

研修会前半は 質疑応答

研修会では、前半で質疑応答、後半でパネルディスカッションが行われた。

質疑応答は、例年の研修会と同じ形式で行われた。質疑を提出する側には秋田市、徳島市、岡山市、奈良市、文京区、京都市の六つの市区から国民年金担当課員が登壇し、応答する側には、厚生労働省年金局事業管理課から三名と日本年金機構国民年金部から二名が登壇した。

質疑の項目は、①職権適用、②外国人住民票、③申請免除、④学生納付特例、⑤法定免除、⑥障害基礎年金受給権者の提出書類、⑦障害基礎年金の子の加算、⑧制度周知のあわせて七項目に

及んだ。

このうち、①職権適用の早期・完全実施については、日本年金機構から、第二号被保険者の職権適用が現状ではおおむね六か月を過ぎてから行われているのを四か月に短縮し、そのためのシステムの修正を検討中であるとの回答があった。

また、②外国人住民票については、住民基本台帳には国民年金業務で不可欠な上陸許可年月日の記載がない点の改善要求と、住民票にアルファベット氏名が記載されることになった場合、漢字氏名や通称名のどれを通常の国民年金業務で使用するべきかという内容だが、厚生労働省年金局からは総務省へ申入れを行っている旨報告があった。

⑦制度周知に関しては、各市区で独自に作成していた広報物の経費が事務費交付の対象外とされた点について、日本年金機構から、日本年金機構内の「お客様向け文書審査チーム」でよりわかりやすい文書への改善を図ったこと、またチラシによる広報の補足は交付金対象とできるとの回答があった。

初のパネルディスカッション

研修会後半では、全国都市国民年金協議会としては初めての試みであるパネルディスカッションが行われた。

このパネルディスカッションは「よりよい年金制度について」と都市の役割というテーマで、神奈川県立保健福祉大学名誉教授の山崎泰彦氏がコーディネーターを務めた。加入市区からは

横須賀市、長野市、神戸市の三市区から国民年金担当者等が、厚生労働省からは年金局事業管理課の総括課長補佐と課長補佐の二名、日本年金機構からは国民年金部長をはじめ四名がそれぞれ登壇した。

パネルディスカッションの前に、二〇分ほど山崎氏が運用三号問題をはじめとする年金制度の最近の動きについて講演した。山崎氏は、運用三号問題については、特例措置で救済すべき問題ではなく、一般の未納者対策の問題と同列に論ずべきものではないかと指摘した。

パネルディスカッションでは、まず、市区町村の意見の取り上げ方をどう考えているのかとの質問に対して、厚生労働省からは、国民年金事務等に関する照会窓口については年金事務所の国民年金課とし、法令や通達の解釈等に関する照会については地方厚生局の年金調整課または年金管理課を窓口とすることを周知したとの返答であった。また、地方厚生局で対応できない場合には、本省の年金局事業管理課が窓口となるとの回答であった。

次に、先の運用三号問題や障害基礎年金の子の加算要件の改正点等の制度上の改正については事前の説明が必要ではないかとの質問に対しては、現行の地方厚生局が開催する研修・説明会では、年に二回開かれるだけでなく、地方厚生局と日本年金機構と連携して説明会を実施する方向で進めたいとの回答であった。また、日本年金機構は、厚生労働省と機構との間の

連携に不備があったことを認め、制度改正等に際しては、今後は市区町村への説明を確実に行っていくとの回答があった。

市区町村と厚生労働省との間に疑義照会場の場を設け、疑義照会のシステム化の必要があるのではないかとこの質問に対しては、日本年金機構からは、現状では市区町村↓ブロック本部↓機構本部の流れができていますが、市区町村の疑義照会の対応チームを発足させて対応の迅速化を図っていくとの回答があった。また、厚生労働省からは、疑義照会の窓口を地方厚生局としてスムーズに流れるように調整していく、本省の年金局の事業管理課が対応にあたることも可能ではあるが、態勢が未整備であることとを考慮していただきたい、との回答があった。

自治体からの要望として、地方厚生局の職員も、自治体との会議に参加し、具体的に市区町村の意見を聞いてほしいとの意見については、厚生労働省からは、機会あるごとにそう進めていきたいとの返答があった。

一方、日本年金機構から市区町村へは、国民年金事業運営の基盤業務として、所得情報提供や住所情報確認の円滑化、戸籍の無償化、広報紙への掲載の必要性の理解と協力を要望した。これに対して、自治体として住民のために必要な協力は可能であるが、所得情報の提供を求めるときには、保険料の督促へと直結するのは問題があるという立場から、所得情報の提供に関しては自治体への相談が必要であるとの回答であった。

ただ し

みとよ
香川県三豊市

横山 忠始 市長



海・山・川に恵まれ

高齢者も子育て世代も暮らしやすく

三豊市は、二〇〇六年に高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町、財田町の七町の合併により誕生した新しい市。豊かな自然に恵まれ、ポジティブな高齢社会づくりと、子育て支援に力を入れている。



三豊市は、二〇〇六年に七町合併により誕生した。町ばかり七つもの自治体が対等合併した例は珍しく、「市としての一体感をいかに醸成していくかがテーマ」と横山忠始市長は言う。

国内外に「三豊市」の名を広めるプロジェクトも展開している。三豊市には隠れた名所や史実があふれている。坂本龍馬が乗った「いろは丸」が衝突したのは実は三豊市沖。島しょ部の粟島は、明治期に富国強兵政策で海洋専門学校が置かれ、多くの船員を輩出した。一方、かつて一、〇〇〇人が暮らした志々島は、現在三〇人しかいないが、昭和三〇年代の街並みがいまも残り、文化遺産的存在だ。

自然も豊かで、海・山・川とそろそろ。紫雲山(しうでやま)は浦島伝説の地で、瀬戸内海を見渡せる絶景スポット。市南部の財田地区は四国山脈の麓のため水がきれいで、いちご、ぶどう、みかんなどのフルーツの生産が盛んだ。

また、荘内半島は霜が降りない地域のため花の栽培に適し、マーガレットの生産量と出荷高は日本一。「花栽培は農業の中でも利益率が高く女性も従事しやすい。収入はいいし花を扱うのは楽しいし、女性も働く姿にも活気があります」(市長)。

全国同様、三豊市も高齢化率は約三〇%と高い。しかし、「日本は戦後長寿をめざしてきたの

年金事務は市町村主体にすることも視野に

だから、高齢化は問題ではなくむしろ肯定的に受け止めるべきと市長。高齢者がポジティブに生きる社会の創出を掲げ、そのうえで少子化対策にも力を注いでいる。まず一五歳までの医療費は無料。いったん窓口で支払って後から市役所で返してもらうなどの手続きはなく、すべてキャッシュレスだ。学童保育(七月一日現在登録数九二〇人)、保育所(一〇カ所)はすべて市で運営しており、待機児はゼロ。また、第三子は二〇万円、第四子は三〇万円、第五子以降は五〇万円の出産祝い金を出す。さらに、義務教育終了前の子どもへの遺児年金は、年二万円を平成二三年から年二万円(月二万円)に増額した。

「待てます」(市長)。

国民年金については全国的に収納率が落ちているが、「無年金になり生活保護になる人が増えれば、結局しわ寄せや責任は市町村に来る。むしろ年金事務は市町村主体にしたほうが、市民はより身近に感じて相談もしやすくなるのでは」と考える。

職員は、先進自治体に職員を積極的に派遣・研修させることをマニフェストに掲げている。

「行財政改革で当市も経費削減をしているが、旅費はカットすべきではないという考え。職員が先進事例を学ばば、かけた旅費の何百倍もの成果が持ち帰られることになる。職員の報告を聞いて私も学べる。私も職員も、アウトプットばかりでなくインプットする場が大切。外の空気を吸うと今の時代の風向きや、何をすべきかがわかります」。

国年担当者から

三豊市では市民課が国民年金業務を担当している。窓口対応は細やかで丁寧。高齢の相談者には帰り際、「暑いのでお気を付けて」と声をかける。あいさつはしっかりと、と日ごろ市長も職員に言っているのだそう。

国民年金に関して多い相談は、四月ごろは新規加入について。「保険料は一律である」と知らなくて、「保険料はいくらですか」という問い合わせも多いですね(同課の大西三紀子さん)。

一方、六月ごろになると、保険料の免除申請の相談が増える。保険料免除は所得だけでは判断できない部分があり、説明しても納得いかない様子の人も。制度自体が分かりにくいため、適切な説明を心がけている。

「この件は市民課に問い合わせ、その件は年金事務所に問い合わせ」となり、それで年金事務所にいったら書類が足りないなどの理由でまた市民課に戻って……ということもあり、市民にとっては一度で用事が済まず不便。年金事務所までの距離が遠い支所もあるので、まとめて相談できる場所があればと思いますね(近藤凉代課長)。

三豊市 Data Box	
【人口】 (平成23年6月1日現在)	
総人口	70,237人
男	33,753人
女	36,484人
世帯数	24,925世帯
【年金被保険者数】 (平成23年3月31日現在)	
被保険者数	12,236人
第1号被保険者	8,359人
第3号被保険者	3,776人
任意	101人
【年金受給者数】 (平成23年3月31日現在)	
国民年金	20,964人
厚生年金	22,391人
【年金受給額】 (平成23年3月31日現在)	
国民年金	14,834,612,000円
厚生年金	15,814,461,800円
(資料 三豊市、善通寺年金事務所)	

香川県三豊市 市民部市民課

細やかな窓口対応 大変だけど充実感も



左から 近藤凉代課長、田村周三主任、大西三紀子さん



年金事務所

社会保険協会や受給者協会など 関連団体と再び密接な関係を

今回は熊本東年金事務所。JR出身の所長、元金融マンの副所長、それを支える社会保険出身者が絶妙なチームワークで信頼回復に取り組む姿取材した。

熊本東年金事務所（熊本）

長野克生所長の仕事人生はこれまで二回、大きくしかも急なカーブを描いて曲がったと言えるだろう。スタートは順調だった。昭和五〇年に宮崎県の延岡商業高校を卒業した長野さんは当時の国鉄の大分鉄道管理局に入社。延岡といえば旭化成、長野さんも当然のように旭化成を希望していたが、その年は採用がなく、遠い親戚を頼っての国鉄入社であった。

っているのは社会保険協会や年金受給者協会などの関連団体との関係だ。保険庁バッシング以降、「羹（あつもの）にこりて膾（なま）す」を吹く」の例えではないが、年金事務所と関連団体の関係が疎遠になっていた。心と心で一緒にやっていきました。

「将来は延岡駅長を目指していました。大分車掌区がスタートで最初はマイクを前に恥ずかしかったですね。でも列車の定時運行、お客様の安全は車掌あってこそなんです。運転手だって車掌のゴーがなければ発車できないんですから」と長野さんは当時を振り返る。

年金教育にも同じようなことが言える。中学校や高校の教員OBには年金教育推進員になってもらい、年金の現場と教育の現場が辛うじて繋がっていたのに、今、その絆は切れたままだ。長野さんは宮崎時代、高千穂、日南の事務所で学校を回った経験がある。「そのときの生徒さんには年金制度の必要性を理解してもらった自信があります」と語る長野さんには年金教育の現状が歯がゆくてならないようだ。

しかし延岡駅長の夢も国鉄の民営・分割化によって潰えてしまふ。空前の人員整理が始まった。長野さんは仲間の再就職を見届けた後、昭和六二年、宮崎の社会保険事務所に職を得ることが出来た。三〇歳になるちょうど前のことだった。「当時は年金も手計算でしたから、経験と勘が頼りです。計算間違いもありましたが上司が付箋をつけて指摘してくれるんです」

「変えていかなきゃ」と「改革」へまっしぐら。「改革」と一口に言っても、現場で出来ることと機構本部が動かなければ出来ないこともある。そのためにも「地方の現場からごんごん言っていかなければ」と、きわめて前向きだ。

「変えていかなきゃ」と「改革」へまっしぐら

長野さんが熊本東年金事務所へ所長として赴任してきたのは平成二一年の八月。最初とはまどいもあったというが、今は「変えていかなきゃ将来はない」と「改革」へまっしぐら。「改革」と一口に言っても、現場で出来ることと機構本部が動かなければ出来ないこともある。そのためにも「地方の現場からごんごん言っていかなければ」と、きわめて前向きだ。

保険料収納のノウハウを若い世代に伝えていく

長野さんが残念に思うのは年金教育だけではない。国民年金の収納についても思いがある。長野さんが宮崎県の高鍋年金事務所で国民年金課長を務めていた頃は一週間に一回は市町村を回り、窓口の人に「お世話になっていきます」とあいさつしながら、各種の要望を聞いていた。それがいまでは市町村へは「お願いするばかりですから」と本当に済まなそうに語る長野さんである。市町村とのつながりが薄れていく傾向があるにしても、市町村の国民年金担当職員との初任者研修のとき、参加者から「またやってくるぞ」という声や「楽しかった」という声を聞くと、「もっと連携しなければ」と感じるという。

以下、副所長、各課長からのコメントである。

「いい会社にきたなあ」と心の底から言える組織に

福岡昭夫副所長は平成二一年二月採用。前職は外資系の生命保険会社でフルコミッションのプレイングマネジャー、その前は都市銀行で主に融資畑を歩んできた根っからの金融マン。「日本年金機構も金融機関と思っていますし、サービス業という点では銀行も生保も機構も一緒」と明快だ。「生保は一部の人だけですが、機構は国民全体がお客様というところが違う点です。それに年金機構は一生のお付き合いです」

入江孝則厚生年金徴収課長は取材当日、所用で不在だったが丁寧なメモを残しておいてくれた。そのメモによると、現職に就任したのは昨年七月。今年四月月末の滞納事業所数は二〇二五で、職員一人当たり約一五〇事業所と「少ない職員で苦労しております」とのこと。東年金事務所の管轄事業所数は熊本県全体の四割強を占めている。

河野健一国民年金課長がこの頃反省を込めて思うのは「今までで社会保険事務所は情報発信力が弱かった。特に国民年金はと



長野克生所長

ら、各種の要望を聞いていた。それがいまでは市町村へは「お願いするばかりですから」と本当に済まなそうに語る長野さんである。市町村とのつながりが薄れていく傾向があるにしても、市町村の国民年金担当職員との初任者研修のとき、参加者から「またやってくるぞ」という声や「楽しかった」という声を聞くと、「もっと連携しなければ」と感じるという。

以下、副所長、各課長からのコメントである。

以下、副所長、各課長からのコメントである。



以下、副所長、各課長からのコメントである。

以下、副所長、各課長からのコメントである。



災厄と社会保障制度

慶応義塾大学教授 浅野 史郎

社会保障制度の根幹は、公共の力に支えられた相互扶助である。ゆるぎない社会保障制度とするため、「分かちあい」「明日はわが身」という考え方が必要ではないだろうか、と自身の壮絶な闘病体験、また、故郷・宮城県をも含む東日本を襲った大震災を通して浅野氏は考える。

日本中が震撼した

未曾有の災害

今年の三月二日、大地震と巨大津波が、私のふるさとである宮城県を含む東日本を襲った。東日本大震災と名づけられたこの災害がもたらした被害は、これまでの日本の災害の歴史になような甚大なものである。

東京電力福島第一原子力発電所では、チェルノブイリ原発事故に匹敵するレベル七の事故を起こしてしまった。まさに、未曾有の災害に、日本中が震え上がった。その傷跡は、今もなくならない。多くの方が、いまだに避難所暮らしを続けており、原発事故のため、ふるさとを離れて避難を余儀なくされている方々も大勢いる。

災害発生直後から、全国各地から救援の手が差し伸べられ

た。警察、消防だけでなく、最大一〇万人規模で投入された自衛

隊員は、人命救助をはじめとして、災害復旧のための困難な作業を獅子奮迅の活躍でこなしていった。

全国各地から救援物資が届けられ、ボランティアが大勢駆けつけた。日本赤十字社に寄せられた義捐金は二千五百億円を超え、阪神淡路大震災の際の義捐金額をはるかに上回った。被災地のために、国の総力が結集して、復旧・復興の支援をしている。

印象深い

天皇陛下のお言葉

震災後、天皇陛下から、お言葉が寄せられた。その中にあった「被災者のこれからの苦難の日々を、私たち皆が、さまざま

い。

「分かちあい」という言葉ほど、被災地の人たちと国民一般を結びつけるのに適切な表現はない。思いを分かちあう、痛みをわかちあう、そして希望も分かちあう。そのことを知って、被災地の人たちは、どれだけ心が慰められたことだろう。大きな勇気が湧いてくるのを感じたはずである。

被災地の

痛みを分かちあう国民性

原発事故があり、首都圏では、一時期、電力需給が逼迫した。計画停電が実施され、電車が止まったり、大幅な間引き運転を余儀なくされたりした。真夏の電力需要の増大に対応して、企業も住民も、大幅な節電を求められている。その時の、住民の反応は、これまで同じような状況が現出した時とは、様子が大きく違っていた。不平不満もあるだろうが、じっとそれを飲みこんで、駅でじっと電車を待っている通勤、通学者たち。駅員に食ってかかる風景はまったくない。節電が徹底し過ぎて、クーラーの使用を自粛し、熱中症にかかる人まで出てしまっている。被災地の痛みを分かちあうと

いう精神が、こういった自制的な行動を支えている。節電をすることは、不自由な生活を甘受することである。なぜ、そのよう不自由な生活をしなければならぬのかの理由を十分理解し、そのうえで、それを行動で示すだけの節度をわきまえているのは、我が国の国民性として、誇っていいことであらう。それが、被災者への支援として、実質的にも、精神的にも、大きな力となって現われている。

我が闘病生活

苦難の時の支えということでは、私の個人的感慨を語りたい。二〇〇九年の五月、ATL（成人T細胞白血病）という病を得て、厳しい入院生活を送った。治療が身体的に厳しいというだけではない。入院により仕事を離れ、収入の途が途絶えた。医療費負担も長期にわたり、家計を圧迫する。しかし、その大変さの中で、健康保険制度の存在は、私にとって大きな救いであった。がんの治療であるから、高度医療であり、医療費も高い。そのほとんどを健康保険が賄ってくれる。高額医療費制度により、自己負担は抑えられた。傷病手当金により収入減を補ってくれるのが、ありがたかった。

骨髓移植を受ける患者より、骨髓を提供するドナーの身体的負担ははるかに大きい。時間も取られるし、仕事も休まなくてはならない。無償の行為である。現在、骨髓バンクに登録している人は、三六万人を超える。こんなにも多くの方が、名前も知らない患者の命を救うために、ドナーになることを望んでいる。そのおかげで、私の命は救われた。

国難を共に分かちあう心

私たちは、大震災による悲惨な被害に胸を痛める一方で、生活を支える物資、復旧のための労力、復興に資するお金、困難を共に分かちあう心が、全国各地から被災地に寄せられるのを目撃している。予期せぬ災厄、自分たちの責任ではない困難に直面している人たちに対する、公共の力の具体化である。そこには、まちがいなく、「明日はわが身」という思いがある。同じように、誰にでも起こりうる災厄に対しての公共の力の発動を制度化したものが、社会保障制度である。そのことを、考えてみる。

より、われわれは、「いざという時」に、公共の力が発揮されて、窮状を救ってくれることを、あらかじめ知っている。これが生活上の安心感につながる。

東日本大震災の被災者に対する支援は、まずは、自衛隊、警察、消防といった国家、自治体の持っている資源を使って行われた。これだけの大災害への対応は、社会防衛そのもので、それをするために国家は存在し、自治体は機能する。これだけが「公共」と呼ぶべきもののすべてではない。国家や自治体による支援だけでは、被災地の復旧、復興には十分でない。名も知らない、会ったこともない被災地の人たちに対して送られる支援があつて、被災地は復旧し、復興する。親戚、知人を限定対象にする私的支援とは違って、これは公共の力である。

公共の力を発揮に導くものは、国民の間の分かちあいの心である。被災を「明日はわが身」と受け止め、自分ごととする意識である。社会保障制度の根幹は、公共の力に支えられた相互扶助である。だとすれば、社会保障制度の運営で心しなければならぬことは、単に制度を整えるだけではない。日本全体として、全国民が、東日本大震災の発生から、被災地の復旧・復興に至る過程で起きていることを心に刻み、そこから自然に湧いてくる分かちあいの心、「明日はわが身」の思いをしっかりと見つめることが大事である。それが、我が国の社会保障制度をゆるぎないものにするにつながる。

国民全体が財政負担を正面から論じるとき

「社会保障・税の一体改革」の論議が進められている。その中で、消費税の引き上げが不可避のものとして論じられている。「社会保障制度の財源が足りないのだから、増税は仕方ないだろう」という形で、国民を納得させようとしたら、まとまるものもまとまらない。分かちあい、「明日はわが身」の制度として、国民全体として、財政負担をどのようにしていくべきなのかを、正面から論じるべきである。そんなことを理解できない国民ではない。理解し、納得すれば、計画停電、節電要請を前向きに引き受けることができる国民としては、消費税の引き上げだろうがなんだろうが、負担が増えることについて、本気で不平不満を漏らすことはないと思いたい。

東日本大震災は、東北地方に甚大な被害をもたらした。その被害の大きさと、災害の爪あとの生々しさに、果たして、以前の活気ある地域に戻ることができるとだろうかと思うこともあるかもしれないが、決してあきらめてはならない。絶対に復興はできる。被災地の人たちが、その確信することから、復興への途が開かれる。自分たちだけで戦っているのではない。全国から、海外からも、熱い目が見守っている。そういった人たちの力も知恵も借りて、ともに戦い抜く先に、希望の光が待っている。復興は、元に戻るだけでは留まらない。新しい町づくりの経過を通して、新しい価値の創造がなされる。そのことも信じてい



あさの・しろう
1948年生まれ。仙台市出身。東大法卒後、70年厚生省入省。93年宮城県知事に就任し、2005年3期務めて退任。06年4月より現職。

な形で少しでも多く分かちあっていることが大切だろうと思います。という一節が、特に印象深

編集部寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

私たち若者を守ってください 年金機構さん

今年、大学を卒業して就職しました。なかなか内定をもらえず、落ち込むことも多かったのですが、秋口に内定をいただき、就職することができました。

学校を出て就職できても、健康保険、厚生年金に入れない人がちらほらいると聞いています。社保ありと謳っていても、雇用保険だけということもあるそうです。先日ニュースで保険料負担

逃れの事業所が一二万件あり、日本年金機構が法人登記を利用して厚生年金加入を指導する方向にあると言っていました。

年金機構さんは『検討する』ではなく、すぐ実行してほしいです。安心して働くには、健康保険、厚生年金は必須です。私たち若者をいわゆるブラック企業から守ってください。よろしく願います。

今年、成人を迎える 大学生の娘がおります。

学生ですので、納付特例制度というものがあると聞き、手続をさせようと思っています。

私は、自営ですが時折厳しき中にも、老後の備えの一部と考え、国民年金と国民年金基金に加入してきました。

また、私の支払う保険料が、私の父母世代の年金になっているというので、順繰りに生活を支えているのだという大きな意味も感じています。

残念ながら、私の娘には、ほとんど年金の知識が無く、「何で年金を払うの?」と不思議

議がっています。また、「四〇数年先に本当に貰えるの?」と、いわば損得で短絡的に考えてもいます。

ここ数年の、「年金問題」と称するマスコミの取りあげようにも問題はあると思います。

また、わが子ながら、大学生になっても、年金について殆ど知らないということに愕然といたしました。せめて、中学、高校の授業で、教わったり、考える機会があったらよかったと思っています。

(父)

『ねんきん定期便』はいつまでやるの?の投稿を拝見して

私は五四歳の会社員です。機会あって六月号の『年金広報』を読ませていただきました。

六ページの『年金に思う』のなかに、「ねんきん定期便」はいつまでやるの、という投稿が目につきました。私は六月生まれですのでちょうど「ねんきん定期便」が届いたところでした。

実は、私も投稿された方とまったく同じ意見です。昨年の六月に届いた「定期便」と比べてみて、変わったところといえば厚生年金保険の加入月数が二月増えているくらいなものです。

これは普通に考えてごく当たり前のことだと思いが、このことを伝えるだけのために、わざわざ毎年すべての被保険者にいくつもの印刷物を同封して送るのは、実にもったいない。経費の無駄遣いといわれても仕方ないと思います。

正確な情報を逐一知らせて

いただけるのはありがたい気もしないではないですが、一年前とほとんど変わらない情報を毎年送られてきても、意味のないことだと思っています。

節目のときや何か変更があったときに、必要に応じて情報提供するという方法をとるべきではないでしょうか。

それから、この『年金広報』という新聞は、とても興味深い記事が掲載されていることに気づきました。

どのような人たちが対象に発行されているのか知りませんが、私たちのような民間企業のサラリーマンにも入手できるようにしてほしいと思います。

記事の内容はかなり充実していて、編集されている方々の工夫と苦労が伝わってきます。

これからもこのような地道な情報発信を継続してください。

投稿をお待ちしています!

国民年金にゆとりをプラス。 自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
 - ◎掛金は自由に設定。
- ※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生涯お受取り。
 - ◎万が一の時にはご家族に一時金も。
- ※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は——
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp

年金 よくある 質問

Q. 国民年金の障害年金はどのようなときに受けられるのですか。

障害基礎年金を受けるためには、以下の①から③の要件をすべて満たす必要があります。

① 初診日について

初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診察を受けた日のことをいいます。障害基礎年金を受けるためには、まず、初診日に被保険者(厚生年金保険または共済組合等の加人員も含まれます)であるか、または六〇歳以上六五歳未満で日本国内に住んでいることが必要です。

② 障害の状態について

初診日から二年六か月を経過した日か、その期間内に治った日(症状が固定した日も含みます。これを「障害認定日」といいます)において、障害の状態が政令で定められた障害等級の一級または二級に該当していることが必要です。

障害認定日において一級または二級の障害の状態に該当しない場合でも、六五歳に到達する前日までの間に、一級または二級の障害の状態に該当すればよいことになっています。

③ 保険料の納付要件

保険料については、初診日の前日における保険料の納付状況が次のいずれかに該当していることが必要です。

初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間(学生納付特例期間および若年者納付猶予期間も含みます)を合算した期間が、全被保険者期間の三分の二以上であることが必要です。この要件は、一般に「三分の二要件」と呼ばれています。

この三分の二要件を満たさない場合でも、初診日が平成二八年四月一日前にある場合には、初診日の属する月の前々月までの直近の一年間のうちに、保険料納付済期間と保険料免除期間以外の期間がなければ、つまり保険料の未納がなければ、保険料納付要件を満たしていることになります。ただし、この場合には、初診日に六五歳未満であることが必要です。この要件は、一般に「直近一年要件」と呼ばれています。

なお、二〇歳に到達する前に初診日がある場合(いわゆる二〇歳前障害の場合)には、①および③の要件を満たす必要はありません。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています(http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/)。会員のみならず、ま向けであるこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金 よくある 質問

Q. 老齢厚生年金に加算される加給年金額について教えてください。

加給年金額の支給要件

加給年金額は、老齢厚生年金を受けられるようになったとき、厚生年金保険の被保険者期間が二〇年以上あるか、または中高

齢の資格期間短縮の特例などに該当して二〇年とみなされる場合に、その人によって生計を維持されている六五歳未満の配偶者または子に対して支給されます。子については、一八歳到達年度の末日までの子または二〇歳未満で一級または二級の障害の状態にある子に対して加算されます。

また、老齢厚生年金を受けられるようになった当時には被保険者期間が二〇年に満たなかったものの、後になって二〇年を満たした場合あるいは中高齢の資格期間短縮の特例などに該当して二〇年とみなされる場合には、退職して被保険者の資格を喪失して一か月が経過するとい加給年金額が加算されます。

配偶者に対する加給年金額

配偶者に対する加給年金額

は、配偶者が六五歳に達すると支給されなくなります。そして、配偶者が六五歳に達した後は、配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算が加算されることとなります。

また、配偶者が六五歳に達する前であっても、配偶者自身が、老齢厚生年金(被保険者期間が二〇年以上あるかまたは中高齢の資格期間短縮の特例などに該当して二〇年とみなされるものに限る)や障害厚生年金あるいは共済組合等の退職給付(加入期間が二〇年以上あるものなど)や障害給付を受けられる間は、配偶者に対する加給年金額は支給停止されます。

子に対する加給年金額

子に対する加給年金額は、一八歳到達年度の末日までの間にあれば加算されるため、たとえば四月に一八歳に達する子でも、翌年の三月までは加算対象期間とされます。

一方、一級または二級の障害の状態にある子が二〇歳に達すると、二〇歳前傷病による障害基礎年金が支給されます。そのため、一級または二級の障害の状態にある子が二〇歳に達すれば、加給年金額は加算されなくなります。

老齢厚生年金を受けられるようになったときに、あるいはその後退職時改定を受けて被保険者期間が二〇年以上または中高齢の資格期間短縮の特例などに該当して二〇年とみなされるようになったときに、その時点で胎児であった子が出生した場合には、出生した月の翌月から加

給年金額が加算されます。

年収が多い加給年金額対象者

受給権者と生計を同一にしている配偶者または子であっても、恒常的な年収が将来にわたって八五〇万円以上である場合は、加給年金額の対象者とはなりません。

また、年収が八五〇万円以上であっても、おおむね五年以内に年収が八五〇万円未満となると認められる人は加給年金額の対象者となります。この場合は、そのことを確認できる書類、たとえば給与所得者が定年退職によって五年以内に収入が減る場合には退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則などを、老齢厚生年金を請求する際に提出します。

加給年金額の支給額

加給年金額として支給される額は次のとおりです。

- ・配偶者 一二七、〇〇〇円
- ・一人目・二人目の子 各三七、〇〇〇円
- ・三人目以降の子 各七五、六〇〇円

昭和九年四月二日以後に生まれた受給権者には、配偶者の加給年金額にさらに特別加算額が加算されることになっています。この特別加算の額は、受給権者の生年月日に応じて三三、五〇〇円～一六七、五〇〇円となっています。

この結果、昭和一八年四月二日以後に生まれた受給権者の配偶者に対して支給される加給年金額は三九四、五〇〇円になります。

「年金図書」平成23年度改訂のご案内 好評発売中



国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



年金相談Q&A (平成23年度版)
現場力を高める!!
Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**
東京 ☎ (03) 3252-7901 関西 ☎ (06) 6765-7836
中部 ☎ (052) 951-0261 中国 ☎ (082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>



国民年金の保険料免除期間には、全額免除、四分の三免除、半額免除、そして四分の一免除の四つの種類があります。これらの免除期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

免除されると年金額は減額

しかし、保険料免除期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するうえでは、免除の種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを二とすると、全額免除期間は二分の一、四分の三免除期間は八分の五、半額免除期間は四分の三、四分の一免除期間は八分の七で計算されます。なお、平成二年三月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は三分の一、四分の三免除期間は二分の一、半額免除期間は三分の二、四分の一免除期間は六分の五で計算されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって保険料の納付の全額が猶予された期間は、資格期間には反映されても、老齢基礎年金の年金額に反映されないカラ期間とみなされます。

一〇年以内に追納を

そこで、これらの保険料免除期間や納付を猶予された期間に

免除された保険料を追納すると、満額の年金額に近づけることができます

ついでに、経済的にゆとりができたときに、一〇年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。追納できる期間の順序は、原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。学生納付特例期間または若年者納付猶予期間よりも前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納めるかを本人が

選択することができます。学生納付特例期間と若年者納付猶予期間とは同順位とされています。追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時のそれぞれの保険料月額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。ただし、平成二年度および平成三年度中の免除期間については、この加算はありません。なお、追納した月については、

追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ、基礎年金等の受給資格期間や年金額等の計算においては、保険料納付済期間として取り扱われることになります。保険料を追納するための納付書の発行には申込みが必要ですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所長に提出します。この「申込書」には、ご自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになります。保険料の免除や納付猶予を受けた期間の確認や記入方法については、年金事務

所へお問い合わせください。追納の申込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。追納は先に経過した古い月の分から納めなければなりません。誤って新しい月の分を納めた場合には、保険料が還付されます。また、納付書に記載されている期限までに追納をしないと、納めた保険料は還付されることになります。この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

免除を受けたときの保険料の追納額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成13年度の月分	15,350円	—	—	—
平成14年度の月分	14,760円	—	7,380円	—
平成15年度の月分	14,540円	—	7,270円	—
平成16年度の月分	14,340円	—	7,170円	—
平成17年度の月分	14,380円	—	7,190円	—
平成18年度の月分	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
平成19年度の月分	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
平成20年度の月分	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

*半額免除は平成14年4月に、4分の1免除と4分の3免除は平成18年7月に、それぞれ創設されました。

視点 視点 コラム

妻はいつまで第三号被保険者でいられる？

会社員の夫に扶養されている二〇歳以上六〇歳未満の妻は、国民年金の保険料負担をしなくてもいい。第三号被保険者の説明としては、ほとんどの場合これでいいのですが、定年退職後も働き続けるのが一般的になっている昨今では、妻に保険料負担が発生するケースもあります。Aさんは昭和二十一年生まれ。今年九月で満六五歳になります。妻はAさんより一〇

歳年下の五五歳です。Aさんは定年退職後も厚生年金に加入して関連会社でずっと働いているため、妻は引き続き第三号被保険者となり国民年金保険料の負担をする必要はありませんでした。Aさんは希望すれば七〇歳までは現在の会社で働くことが可能なので「厚生年金に入ってさえいれば妻の年金保険料は払わなくてすむ」と考えていたのです。Aさんの妻は念のため、市役所の国民年金係に年金保険料について電話で問い合わせしました。夫が会社勤めをしている間、私は保険料を払わなくてもいいのですか?。すると、夫が厚生年金に入っていると、夫が厚生年金に入っているなら奥さんは年金保険料を納める必要はありませんよ。という答えが返ってきたのです。市役所のこの回答は、一般

的な第三号被保険者の説明では間違いなのですが、Aさん夫婦にはまったく当てはまりません。第三号被保険者になれるのは夫六五歳までは、第二号被保険者(厚生年金または共済組合に加入している人)に扶養されている配偶者のことをいいます。この場合の「第二号被保険者」とは六五歳未満の人をいいます。つまり、妻を第三号被保険者にできるのは夫が六五歳になるまでとなります。六五歳以降に厚生年金に加入して働いていたとしても、老齢年金の受給権(年金制度に原則二五年以上加入)があれば第二号被保険者でなくなるのです。そのため、扶養す

る六〇歳未満の妻を第三号被保険者にすることができなくなります。そうなるまで、六〇歳未満の妻は国民年金の第三号被保険者から第一号被保険者へと変わるため、保険料負担が発生することになります。ずっと長い間、第三号被保険者だった人は、保険料負担に戸惑うこともあるでしょう。仮にAさんの妻が六〇歳までの五年間、保険料を払わなかったとしたら、六五歳からの老齢基礎年金は一〇万円近い減額になってしまいます。高齢者雇用安定法の改正により、多くの企業では定年後も働ける継続雇用制度を導入しています。五歳以上年下の妻がいる夫は、妻の保険料負担を覚悟しておく必要があるでしょう。ファイナンシャルプランナー 須藤 臣

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。A5判 112ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。A5判 128ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会